

【5】 釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示す記事

[1] 第1の「釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示すもの」は少ないが、その代表が「仏伝経典」の主材料ともなり、また現代の仏伝研究の貴重な資料ともなっている律蔵の「受戒韃度」であり、「大般涅槃経」である。

[2] 「受戒韃度」はすでに何度も述べているように、菩提樹下の成道から舍利弗・目連の出家帰依までかなり多くの事項を記しており、そのそれぞれを記す経典は他にもある。

[2-1] 例えば成道直後の模様を記した聖典には次のようなものがある。「受戒韃度」の記事と大同小異の場合や、それ以外の情報が盛られているものもあるが、ここでは一々注意しない。

中阿含093「水浄梵志経」（大正01 p.575上）⁽¹⁾

SN.047-018 (vol.V p.167)

SN.048-057 (vol.V p.232)

雑阿含1092 (大正02 p.286中)

雑阿含1093 (大正02 p.287下)

雑阿含1094 (大正02 p.287下)

別訳雑阿含031 (大正02 p.383上)

別訳雑阿含101 (大正02 p.410上)

別訳雑阿含102 (大正02 p.410中)

AN.004-022 (vol.II p.022)

増一阿含019-001 (大正02 p.593上)

Udāna001-001~004 (p.001~3)

Udāna002-001 (p.010)

Udāna003-010 (p.032)

(1) 内容的に対応するMN.7 ‘Vatthūpamasutta’は舞台を舎衛城・祇園精舎とする。

[2-2] 「成道して未だ久しからざるとき」とするものもある。

増一阿含033-002 (大正02 p.683上)

増一阿含034-002 (大正02 p.690上)⁽¹⁾

(1) 舞台は鹿野苑であるが、内容は初転法輪とは異なる。

[2-3] その他例えばDN.004 “*Soṇadaṇḍa-sutta*”には「尊者ソーナダダは古い、年取り、高齢で、晩年に達しているが、沙門ゴータマは年若い青年出家者にすぎない (*bhavaṃ hi Soṇadaṇḍo jīṇṇo vuddho mahallako addhagato vayo anuppatto , samaṇo Gotamo taruṇo c'eva taruṇaparibbājako ca*)」 「沙門ゴータマは年若く、漆黒の髪をもち、美しさ若さを有し、第1期にあるにかかわらず、家を捨てて非家に出家した (*samaṇo khalu bho Gotamo daharo va samāno susukāḷa-keso bhadrēna yobbanena samannāgato paṭhamena vayasā agārasmā anagāriyaṃ pabbajito*)」⁽¹⁾と記されている。いつとは限定できないが、釈尊の成道後まだ余り時日が経っていないときのことであることが想像されうる。

このような記述はDN.005 “*Kūṭadanta sutta*”にも、“*Suttanipāta*” V.420にも、

“Suttanipāta” の 3－6（散文部分）にも、『四分律』や『五分律』などにも見られる（詳しくは【論文3】の【2】の[3-1]を参照されたい）。

(1) vol. I pp.114,115

[3] 『中阿含経』033「侍者経」⁽¹⁾は阿難が釈尊の侍者に任命された場面を描いた経典である。ここには阿難が25年間を侍者として過ごすことや、釈尊の入滅時の事柄が予言のような形で述べられているが、先述したようにこれは成道20年目の出来事であることをイメージしているといえることができる。

ここには拘隣若、阿摂貝、跋提釈迦王、摩訶男拘隸、憍破、耶舎、邠耨、維摩羅、伽憍波提、須陀耶、舎梨子、阿那律陀、難提、金毘羅、隸婆哆、大目乾連、大迦葉、大拘絺羅、大周那、大迦旃延、邠耨加菟写、耶舎行籌が登場し、彼らはみな名徳、上尊、長老、大比丘で、釈尊と同様にすでに年老いた者とされており、そこで彼らは自ら侍者として立候補したけれども、そのゆえに阿難が命じられたことになっている。要するに聖典編集者たちは、彼らが阿難の侍者になったときには相当の年齢に達し、すでに長老とあがめられる立場にあったというイメージを持っていたことになる。

またさらに敷衍すれば、聖典編集者たちが阿難が釈尊の成道20年ころに侍者になったというイメージを持っていたとするなら、侍者としての阿難が登場する「経」は、阿難が侍者となった以降のことであることをイメージしていることはいうまでもない。例えば釈尊の育て親であるマハーパジャーパティが初めて比丘尼となったのは、この阿難のとり成しであったから、聖典の編集者たちは比丘尼の制は成道20年以降に制定されたということイメージしていたことになる。またこのイメージが確固たるものであったとするなら、比丘尼が登場する経は少なくとも阿難が侍者となった以降のことであるということになる。

(1) 大正01 p.471下

[4] 入滅直前の模様を記した経典は他にもある。釈尊の年齢を「80歳」とする資料があつて、必ずしも「涅槃経」と同じことを描いているのではないが、これは【論文3】の【4】の[2][3]で紹介する。

その他にも「涅槃経」に先立つ釈尊最晩年の事績を記す経典がある。

中阿含068「大善見王経」（大正01 p.515中）

中阿含204「羅摩経」（大正01 p.775下）

雑阿含638（大正02 p.176中）⁽¹⁾

雑阿含639（大正02 p.177上）⁽²⁾

雑阿含640（大正02 p.177中）

別訳雑阿含119（大正02 p.417下）

別訳雑阿含350（大正02 p.488下）

増一阿含042-003（大正02 p.748下）

増一阿含052-001（大正02 p.821中）

根本有部律「波羅市迦004」（大正23 p.675中）

根本有部律「雑事」（大正23 p.396下）

また以下は舍利弗・目連の死に関わる時期のことであるから、釈尊の最晩年であることがわかる。

SN.047-013 (vol.V p.161)

SN.047-014 (vol.V p.163)

Therag.1146～

四分律「衣毘度」(大正22 p.865中)

四分律「雜毘度」(大正22 p.956下)

(1) 舍利弗の涅槃にも触れられている。

(2) 同上

[5] もちろんアンバパーリーの帰信や3ヶ月後に入滅するという宣言、チュンダ、スバツダなどをテーマにした「涅槃経」に共通する情報を持つ経典は他にも存在するが、これは省略する。

[6] かなりの数の経典が「世尊が般涅槃し給ひてより未だ久しからざる時」とする。釈尊滅後のことを描いた聖典であることが分かる。その代表が「律蔵」の『500毘度』であるが、その他のものを紹介しておく。

DN.010 ‘Subha-s.’ (vol. I p.204)

MN.084 ‘Madhura-s.’ (vol. II p.083)

MN.108 ‘Gopakamoggallāna-s.’ (vol. III p.007)

中阿含034「薄拘羅経」(大正01 p.475上)

中阿含039「郁伽長者経」(大正01 p.481中)

中阿含145「瞿曇目連経」(大正01 p.653下)

中阿含217「八城経」(大正01 p.802上)

中阿含220「見経」(大正01 p.803下)

雜阿含1144 (大正01 p.302下)

増一阿含019-008 (大正02 p.595上)

増一阿含019-009 (大正02 p.595中)

増一阿含032-007 (大正02 p.679上)

[7] その他どれほど信頼できるかわからないが、波羅提木叉の制定に関してはっきりと年次を示すものがある。

『僧祇律』「明雜誦跋渠法」(大正22 p.412中)には「世尊が成道されてからの『5年』は比丘僧は清浄であった、それから以後にだんだんに非をなすようになって、波羅提木叉を立てられ、4種の具足法(自具足、善來具足、十衆具足、五衆具足)を制定されるようになった」とされているが、さらに具体的に波羅夷罪について

僧祇律「波羅夷001」(大正22 p.238上)；世尊於毘舍離城成仏五年冬分第五半月十二日中食後、東向坐一人半影為長老耶舍迦蘭陀子、制此戒

僧祇律「波羅夷002」(大正22 p.253中)；世尊於王舍城成仏六年冬分第二半月十日、

東向坐食後兩人半影為瓦師子長老達膩伽因瓶沙王及糞掃衣、比丘制此戒
僧祇律「波羅夷003」（大正22 p.257下）；世尊於毘舍離城成仏六年冬分第三半月九日、
食前北向坐一人半影為衆多看病比丘因鹿杖外道制此戒
僧祇律「波羅夷004」（大正22 p.262上）；世尊於舍衛城成仏六年冬分第四半月十三日、
食後東向坐三人半影為聚落中衆多比丘制此戒及増上慢比丘
という。

また『根本有部律』「波羅夷001」は、成道13年の年に、仏栗氏国で羯蘭鐸迦村（Kalandanda）の羯蘭鐸迦の子・蘇陣那（Sudinna Kalandaputta）という長者の子を因縁として制定された、としている。

[8] 以上はもちろん1つ1つその資料価値を再検討しなければならないが、少なくとも聖典自身が釈尊の生涯のどの時点の出来事であることを示すものである。